

放置自転車対策業務の発注見通し及び契約内容等

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約の発注見通し及び契約内容等について、以下のとおり公表します。

【物品又は役務の名称及び数量】

大津市放置自転車対策業務 一式

【契約内容又は仕様概要】

放置禁止区域内外の放置自転車等の啓発・撤去・返還業務

【履行期間又は履行期限】

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日

【納入場所又は実施場所】

駅前を中心とした市内全域

【契約締結予定日】

令和 7 年 4 月 1 日

【契約相手方の決定方法又は選定基準】

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 37 条第 2 項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が大津市内にあるもの。

【予定する相手方】

公益社団法人大津市シルバー人材センター